

国立大学法人大分大学における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針について

第1 特定個人情報等の保護に関する考え方

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等より厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報等の保護に関する管理体制、国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年規程第61号。以下「取扱規程」という。）を整備し、職員等に遵守させる措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うものとする。

第2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を適正に取り扱うため、これを取り扱う全ての事務において、次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

（法令遵守）

- 1 特定個人情報等の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。
 - （1） 番号法
 - （2） 個人情報保護法
 - （3） 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
 - （4） 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知）
 - （5） その他関係法令

（安全管理措置）

- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な取扱い及び目的外利用の禁止）

- 3 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等については速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

（委託・再委託）

- 4 特定個人情報等を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合、委託先において、番号法に基づき法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。また、委託先が再委託を行う場合も同様とする。

（継続的改善）

- 5 取扱規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

第3 質問及び苦情処理の窓口

国立大学法人大分大学総務部総務課
電話番号 097-554-7789